

令和 6 年度分畜産業飼料等高騰対策支援補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 市内畜産農家の配合飼料等価格上昇による経営への影響を緩和するため、配合飼料等の価格上昇分に要する経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和 47 年横須賀市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配合飼料 配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）第 2 (1) に定める「配合飼料価格安定基金」の交付の対象となる飼料又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき「配合飼料」の表示がある飼料をいう。
- (2) 輸入乾牧草 外国産のマメ科及びイネ科の牧草を乾燥させた飼料（ビートパルプ、バガス、その他の植物（砂糖大根・サトウキビ）を原料とする製造粕類は除く。）をいう。
- (3) 価格上昇相当額 配合飼料においては令和 3 年 1 月、輸入乾牧草においては令和 3 年 9 月の公的公表価格を基準とし、令和 6 年価格との差額から算出した価格上昇率を乗じて得た額をいう。
- (4) 価格転嫁相当額 公的公表価格及び市内畜産農家における生産畜産物販売価格から算出した価格上昇率を乗じて得た額をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に農場が所在する畜産農家のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年度以降も当該農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがある者
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあつては、当該者が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあつては、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第 3 号に規定する暴力団員である者

(補助対象事業及び経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業、期間及び経費は、それぞれ別表の補助対象事業、補助対象期間、補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

- (1) 配合飼料の補助金額は、別表に掲げる補助対象期間に購入した配合飼料の価格上昇相当額から価格転嫁相当額を差し引いた額とする。
- (2) 輸入乾牧草の補助金額は、別表に掲げる補助対象期間に購入した輸入乾牧草の価格上昇相当額から価格転嫁相当額並びに令和 6 年度及び令和 7 年度に交付を受けた神奈川県畜産物価高騰対応費補助事業補助金の額を差し引いた額とする。

2 前項に規定する価格上昇相当額及び価格転嫁相当額については、小数点以下を切り捨てるものとする。また、補助申請額の総額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者が補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請金額内訳書(第1号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限は、令和7年6月30日とする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書に添える市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 配合飼料等の購入数量を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、令和7年7月30日とする。

(関係書類の整備保管)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該交付決定のあった日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条及び第5条関係）

補助対象事業	補助対象期間	補助対象経費
配合飼料価格高騰支援事業	令和 6 年 4 月から	期間内に購入した配合飼料の価格上昇
輸入乾牧草価格高騰支援事業	令和 7 年 3 月まで	期間内に購入した輸入乾牧草の価格上昇

第1号様式（第6条第1項第1号関係）

申請金額内訳書

区 分	購入金額 (円)	価格高騰分		価格転嫁分		神奈川県畜産 業物価高騰対 応費補助事業 交付額 (円)	補助申請額 (円)
		上昇率	価格高騰 相 当 額 (円)	価格 転嫁 率	価格転嫁 相 当 額 (円)		
配合飼料価格 高騰支援事業							
輸入乾牧草価格 高騰支援事業							
合 計							